

第10回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日時：令和4年8月29日（月）午後1時30分～午後3時40分
- 2 場所：おだわら市民交流センターUMECO 会議室5・6
- 3 出席者：前田委員長、林田副委員長、渡邊委員、林委員、山崎委員、川口委員、菊地委員
関係者：UMECO指定管理者 安藤センター長、桂氏、吉田氏（議題（1）（2））
事務局：岩田課長、八田副課長、岡崎主査
- 4 欠席者：島田委員
- 5 資料：
 - ・次第
 - ・資料1 令和5年度小田原市市民活動応援補助金応募の手引き
 - ・資料2 提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会について
 - ・資料3-1 協働事業のガイドライン（更新版）骨子案
 - ・資料3-2 協働推進に係る意見等のまとめ

6 会議内容

■ 開会

■ 議題（1）市民活動応援補助金交付事業について

委員長：それでは、議題（1）市民活動応援補助金交付事業についてに入る。本委員会は、議事に関係のある方に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることから、おだわら市民交流センターの指定管理者にお越しいただいている。それでは、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料1に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：Q&Aの最後のページ、事業内容を変更したい場合の手続きについて、事業を一部実施できなかった場合等も必要であることが分かるような表記にすべきと考える。例えば、「（一部実施できなかった場合を含む）」という文言を入れるなどである。

事務局：ご意見のとおり追記したい。

委員長：手引きの4ページにスケジュールの表があるが、「補助金額の確定」のところには年月の記載がないのは理由があるのか。

事務局：団体から報告書の提出を受けた後、市において速やかに金額を確定し、文書で通知することとしているため、特段の時期は記載していない。

委員長：文書で通知するというのであれば、その旨記載した方が良いだろう。

事務局：「補助金額を確定し、文書で通知する」旨記載したい。

■ 議題（2）提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会について

委員長：それでは、議題（2）提案型協働事業・市民活動応援補助金交付事業報告会について、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料2に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：コロナ禍で工夫したことについて、発表の中で触れている団体が少なく感じた。各団体の取組を知りたかったため残念であった。

事務局：次回は、そうした特定のテーマに必ず言及いただけるよう案内を徹底したい。

委員長：Q2で「会場の人数が少なくて良かった」という回答がある。人数が少ないことは通常であれば問題であり、コロナ禍でこそその意見と感ずる。

最後の方針案で、⑥の文中に「オンライン参加を併用する以上は参加者等により拡散される可能性がある」という記載があるが、Zoomに限らず、最近ではSNSで手軽にインターネット上に動画等をアップロードできる、ということは念頭に置くべきだろう。報告会では、撮影や録音は禁止しているのか。

事務局：公開のイベントであり、現状では禁止していない。

- 委員長：報告会の映像等を許可なく拡散されると支障のあるケースも考えられるので、発表団体や一般の参加者に適切に案内する必要があるだろう。
- 委員：報告会における発表内容は、市ホームページ等で確認できるのか。
- 事務局：報告会当日までは、オンライン参加者向けに実績報告書等をホームページに掲載しているが、それ以降は行っていない。
- 委員：市民活動団体であまり情報収集が得意でないところの中には、最初に市ではなく県の補助金等を検討するケースもある。県の補助金は敷居が高いので、市の補助金をもっとPRできるよう、例えば過去の交付団体をホームページ上で検索できると良い。
- 委員長：過去の交付団体については、どの程度ホームページ上に掲載しているのか。
- 事務局：現在は、直近で交付決定した年度分のみで、掲載内容は事業名、団体名、事業概要、交付金額である。どの程度の情報を載せるべきか、ご意見があれば伺いたい。
- 委員：決算書まで載せている自治体は少ないが、事業の概要が分かれば役立つだろう。
- 委員長：報告会で配布した冊子が適切ではないか。まずは事業ごとに概要を掲載し、事業内容を詳しく知りたい場合は、クリックすると詳細が表示されるようにできると良い。団体から、公開の了承を得ているか。
- 事務局：報告書等を公開する了承はいただいているので、掲載できるよう検討したい。
- 委員：周知に関連し、先ほどの議題で市民活動応援補助金の応募の手引きについて検討したが、これまで希望者に対して説明会を行ったことはあるか。
- 事務局：少なくとも直近の5年程度では、行っていない。市民提案型協働事業の募集時に、UMECO会議室で一度だけ相談会を実施したことはあったと記憶している。
- 委員長：他市では補助金の募集時に説明会を実施しているところはあるのか。
- 事務局：実施している自治体もある。
- 委員長：説明会を実施しても、団体の都合等から活用していただけない可能性もあり、UMECOで個別に相談に対応した方が効果的である、という考え方もあるかもしれない。今回は難しいが、今後は2回程度の説明会と随時の個別相談を併用するなど、検討できると良い。説明会の実施について、団体から要望を受けたことはあるか。
- 指定管理者：現在のところ、要望はない。活動に関する相談は常時、登録団体だけでなく一般の団体からも受け付けており、その中で資金面での悩みなどがあれば、本補助金のことを説明している。また、補助金についてはUMECOだよりや広報小田原、ホームページ等で周知に努めているところである。
- 委員：説明会に関連し、補助金等の審査経験のある講師を招いて、申請書の書き方講座を併催するなど、工夫の余地はあるだろう。
- 委員長：過去の交付団体を応募の手引きに掲載している事例がある。現状は、新規に応募する団体が少ない印象があるので、より多くの団体が活用できるような工夫が必要である。
- 事務局：現状のA3用紙の裏表ではスペースがなく難しいが、ホームページに掲載するなど、UMECOとも相談してまいりたい。

■ 議題（3）諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」

- 委員長：それでは、議題（3）諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」、に入る。本議題に関し、前回会議からの確認事項について、事務局からご説明をお願いしたい。
- 事務局：はじめに、仙台市の各行政区における市民活動支援制度についてであるが、各区において、「まちづくり活動助成事業」を運用している。どの区でも概ね同様の制度とのことであり、助成額は上限50万円、対象となる団体は区内に活動拠点がある市民団体で、申請は単独の団体で行い、事業範囲は原則として各区内レベルとのことである。市における支援制度は2団体以上での申請が多くなっているため、主に協働の有無という点で棲み分けがなされている。
- 次に、仙台市の「まちづくり支援専門家派遣制度」についてだが、市民主体による「まちづくり」を支援する制度で、地域の方が主体的に行うまちづくりを支援するため、市がまちづくりの専門家を派遣することにより、専門的なアドバイスや情報提供などを行う制度

と伺っている。基本的には、地域コミュニティ組織が派遣対象となっており、平成 14 年度に開始されて以降、現在までで 60 件程度の利用があるとのことである。

次に、一関市の「せんまやサテライト」設置の経緯についてだが、この施設は平成 17 年と 23 年の合併で市域が拡大したことに伴い、市民活動センターから遠い東側の地域への支援のため、平成 23 年度に、旧千厩町の空き店舗を利用し、市が用意した施設とのことである。また、職員が担当する地区の分け方については、合併前の 8 つの市町村域で担当地区を分けているとのことである。

最後に、「小田原竹灯りプロジェクト」の概要についてだが、本プロジェクトは、本市で問題となっている荒廃竹林に関し、伐採した竹の有効活用や若者向けの啓発イベントを実施するもので、NPO 法人和の文化塾が中心となり、おだわら環境志民ネットワーク会員のほかさまざまな団体等と連携して取り組まれているとのことである。今年 4 月の「竹細工を作って遊ぼう！」から始まり、UMECO、フラワーガーデン、小田原城などで様々なイベントを開催している。また、明確なプロジェクト期間は定めておらず、今後も可能な範囲で柔軟にイベント等を展開していきたい、とのことである。

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

仙台市の各行政区における「まちづくり活動助成事業」は、どの区においても同じ審査基準、同じ予算額なのか。

事務局：制度の内容については、審査基準やスケジュールなど、一部で若干の違いが生じているとのことである。また、1 事業あたりの上限金額は同じだが、予算総額については、各区で統一していないとのことである。

委員長：それでは、議題（3）①協働事業のガイドライン更新について、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料 3-1 に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：協働は目的ではなく手段であり、単独での取組に行き詰っている方がガイドラインのターゲットと思われるので、協働の基礎知識的なことよりも、協働のメリットや協働が有効な場面から本編が始まる構成の方が読みやすいのではないか。

委員長：ガイドラインの冒頭に、そういった趣旨のことを記載するのか。

事務局：「はじめに」などで触れる想定ではあるが、協働のメリット等が最初に分かるような構成を検討したい。

委員：そもそもの話だが、このガイドラインは、課題解決のために協働したいと考えている方をターゲットとしているのか、それとも協働自体を促進するためのものなのか。

事務局：協働の考え方を広めたいということもあるが、基本的には前者であり、協働という手段を選択する際に役立てていただけるガイドラインを目指している。

委員：事業に行き詰って困っている方が自力でガイドラインを見つけるのは難しいと思われる。どのようにガイドラインに導くか、手に取っていただくまでの前段をしっかりと検討する必要があるだろう。

委員長：ガイドラインの表紙に、「〇〇で困っている方へ」など、ターゲットを明記しても良いかもしれない。

委員：そう思う。また、協働については、市民活動の手引きの中で言及するのが自然と感じる。ガイドライン自体は、協働におけるトラブルを防止するために必要であるので、手に取っていただくまでの道筋を考えられると良い。

委員長：そういう観点では、ガイドラインの名称自体を変更することも考えられる。従来のものは市民活動団体と行政の協働に主眼を置いているので、今回はどのようなアプローチが有効なのか、骨子から進めていく中で検討していきたい。

基本的な構成については、関係する主体が多岐にわたるため、案のようにコラム的な例示とするのはやむを得ないだろう。

委員：県内の他自治体においても、提案型協働事業が停滞しているところは多い。協働というと市民活動団体と行政によるものを想定する自治体が多い中、さらに多様な主体の協働についてまとめるガイドラインは画期的である。

- 委員長：関係主体の位置付け等を図示できると分かりやすいかもしれないが、大変難しいだろう。
- 委員：資料にある、市民活動団体と行政の協働の領域の図表はよく見る内容だが、縦軸と横軸が一般的なものとは入れ替わっている印象である。何か意図があるのか。
- 事務局：既存のガイドラインの図表をそのまま用いており、特段の意図はない。
- 委員長：それでは、議題（3）②協働を推進する方策について、事務局からご説明をお願いしたい。
（事務局 資料3-2に基づいて説明）
- 委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。
- 委員：先ほどの議題とも関連するが、協働ありきの構成は避けるべきである。例えば、地域課題を行政だけで解決することはできず地域組織に積極的に動いてもらわなければいけないこと、地域は地域で担い手やノウハウが不足していること、市民活動団体も活動が活発化しにくいこと、それらを解消する手段として協働がある、といったことはしっかり説明する必要があるのではないか。
- 事務局：答申書にどのように記載するかは今後の検討となるが、本委員会の過去の答申書では、まず諮問事項を全文掲載した上で、本文に入る形が多い。諮問事項は「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」である。諮問を受けて、委員会としても協働は地域課題の解決に向けて有効な手段であると認識していることに言及した上で、協働の促進に向けて「ガイドラインの更新」「補助金制度の見直し」「その他協働促進の施策」の大きく3点を提言する方向でどうかと考えている。
- 委員：本委員会の役割は市民活動の推進であるところ、諮問事項を意識するあまり、協働の促進に議論がフォーカスされ過ぎている感は否めない。協働の促進は市民活動の推進あつてのもので、表裏一体の関係である。より市民活動の推進に資する提言となるよう、答申書のまとめ方を工夫できると良い。
資料中に「若者の参加」という表現がある。内容に目を向けても、「無理なく参加できるよう配慮する」「学生を対象とした出前講座を行う」といったものが多い。先ほどの議題の資料では「若者等の参画を推進する必要がある」という表現が見受けられたので、少し温度差を感じている。「参加」よりも「参画」という表現とする方が、今の社会情勢には適していると考えられる。
- 事務局：まずは若者に参加していただくところから始める、というニュアンスで使い分けた。主体的な「参画」が必要という認識はあるので、誤解のないようまとめていきたい。
- 委員：まずは、委員間で共通認識が持てると良い。
- 委員長：協働を推進する意義は大いにあると考えている。例えば、行政の方から自発的に、市民活動団体と協働したい、と考えることは、現状ではなかなかない。市所有の美術品を管理する市民提案型協働事業があったが、そうした単独ではできないことも協働で実現できることが広く認識されれば、「この事業も協働なら実施できるのではないか」という視点が出てくるだろうし、今後はそのようにしないと特に行政は立ち行かないだろう。
- 委員：地域住民の間では、課題解決を行政に期待する風潮は根強く残っている。しかし、目を広く向けてみると、例えば一般に広まっている地域猫の活動は、もとは行政と市民活動団体の協働から始まっている。市民に分かりやすい例から入ることができると良いのではないか。行政の職員には異動もあるし、地域課題を解決する専門集団は行政だけではないことを周知するためにも、ガイドラインは必要だろう。
- 委員長：現在県で開設しているDV相談窓口も、もとはNPO法人等の取り組みから始まったものである。行政だけが専門性を有するわけではないことを周知すべきである。市民の、まずは行政に相談したい、という感情は分かるので、そうした相談を受ける行政職員には特に、市民活動団体のことを知っていただく必要があるだろう。
本日様々な意見があったので、特に導入の部分を意識し、進めていきたい。

■ その他

- 委員長：その他について、事務局から願います。
※UMECOの利用状況について
※今後の会議日程等について

第11回委員会・・・10月20日（木）午後 けやき
第14回委員会・・・3月5日（日）終日 UMECO

■ 閉会